

科学技術・学術審議会 情報委員会
AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方
ワーキンググループ運営規則（案）

令 和 7 年 12 月 日
科学技術・学術審議会情報委員会
AI for Science を支える研究データの管理・
利活用と流通の在り方ワーキンググループ

（趣旨）

第 1 条 科学技術・学術審議会情報委員会 AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方ワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続その他 WG の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術学術・学術審議会情報委員会運営規則（令和 7 年 4 月 24 日科学技術・学術審議会 情報委員会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（議事）

- 第 2 条 WG は、当該 WG に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 WG の主査が必要と認めるときは、委員等は情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
- 3 情報通信機器を使用した出席者は、第 1 項に規定する出席に含めるものとする。

（書面調査）

- 第 3 条 WG の主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合等においては、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問うことにより、書面調査を行うことができる。
- 2 前項の規定により書面調査を行った場合、WG の主査が次の会議において報告をしなければならない。

（会議の公開）

- 第 4 条 WG の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。
- 一 WG の主査の職務を代理する者の指名その他人事に係る案件
 - 二 行政処分に係る案件
 - 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、又は審議の円滑な実施に影響の生じるものとして、WG において非公開とすることが適当であると認める案件

(議事録の公表)

第5条 WGの主査は、WGの会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 WGの会議が、前条各号に掲げる事項について調査審議を行った場合は、WGの主査が会議の決定を経て当該部分の議事録を非公表とすることができます。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、WGの議事の手続その他WGの運営に關し必要な事項は、WGの主査がWGに諮って定める。

以上